

2010年4月20日

大韓民国特許庁長 殿

日本機械輸出組合  
知的財産権問題専門委員会  
委員長 外川 英明

## 大韓民国デザイン保護法一部改正法律案についての意見

日本機械輸出組合（Japan Machinery Center for Trade and Investment）は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業及び、商社、エンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業約 270 社です。

当組合の知的財産権問題専門委員会では、主に日本と外国、特に貴国の知的財産権制度の検討を行っており、貴国の知的財産に係る法律について強い関心を持っております。この度パブリックコメントを募集されているデザイン保護法一部改正法律案について、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### (1) 関連条項

##### 第9条の2（出願日の認定など）

- ①特許庁長は、デザイン登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、そのデザイン登録出願に係る出願書が特許庁に到達した日をデザイン登録出願日と認めなければならない。
  1. デザイン登録を受けようとする趣旨の表示が明確でない場合
  2. 出願人の氏名や名称の記載がない場合、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でない場合
  3. 図面又は見本の提出がない場合、図面の場合にはその記載が認識できない程度に鮮明でない場合
  4. 韓国語で記載されていない場合
- ④特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定された期間内にその補完をした場合には、その手続補完書が特許庁に到達した日をデザイン登録出願日として認めなければならない。ただし、複数デザイン登録出願に対し、一部のデザインのみを補完した場合には、補完した一部のデザインに対してのみ出願日を認める。

(2) 意見

本改正案の第9条の2によると、審査官が補完命令を発行した場合には、出願人としては手続補完書を提出する以外に対応手段がなく、結果、当該出願の出願日は手続補完書が特許庁に到達した日に繰り下がることと解釈できる。

9条の2第1項3号の「図面の場合にはその記載が認識できない程度に鮮明でない場合」とは、「図面の提出がない場合に相当するほど図面の内容自体を認識できない場合」に限られるものと思料するが、ここで「図面が不鮮明な場合」には、「図面が相互に一致しない場合」を含まないことを明確に確認したい。

また、デザイン保護法改正案の「図面が不鮮明な場合」にも、図面が相互に一致しない場合のように、デザインの要旨を変えることなく、補正により瑕疵を治癒することができる場合が存在すれば、そのような場合には、追って補正により元出願日を維持できるよう、出願人を保護する仕組みにしていきたい。

なお、参考として、現行のデザイン保護法の「図面が不鮮明であるため、出願されたデザインが明確に認識できない場合」には、取りあえず一旦こうした出願は受理され、出願日の認定後、審査過程において拒絶理由通知の対象になるはずであるから、要旨を変更しない範囲内で図面を補正し、拒絶理由が解消すれば、元出願日そのまま認められることができる。

以上をご考慮の上、デザイン保護法改正案の「図面が不鮮明な場合」の程度及び判断基準について、明確な基準を提示していただきたい。

以上